

三重県公報 八、金曜日発行 (当日が休業の日) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

第八千七百八十二号

昭和三十五年 二月 二日
火 曜 日

目次

- 告示
- 昭和三十四年度地方臨時種畜検査施行
豚コレラ予防注射実施 一一一
 - 牛肝てつ検査及び投薬実施 一一一
 - 昭和三十五年度森林区実施計画の公表 一一一
 - 計量器定期検査施行 一〇八
 - 公有水面埋立しゅん工認可 一〇八
 - 庁中事項 〇
 - 叙任及び辞令 〇
 - 公告 〇
 - 昭和三十四年度あん摩師、はり師、きゆう師試験施行 一一一
 - 労働関係調整法によるあつ旋員候補者 一一三
 - 土地改良区役員の就任、退任 一四

告示

◎三重県告示第三十七号

昭和三十四年度地方臨時種畜検査の期日、場所等を家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)により、次のとおり定める。

昭和三十五年二月二日

三重県知事 田 中 覚

昭和三十四年度地方臨時種畜検査の期日、場所その他

検査期日	検査場所
月 日 時 間	郡 市 町 村 位 置
二月十日 一〇・〇〇	一志郡 嬉野町 三重県種畜場

◎三重県告示第三十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条

7	5	1.60	34	80.95	39	82.55	9,083	1,472	10,555	3,086	3,086	304	154 (77)	381
8							9,176	1,164	10,340	1,870	1,870	9,467	5,386 (2,693)	12,160
9			6	20.20	6	20.20						3,020	1,414 (707)	3,727
10			14	15.53	14	15.53	1,805	160	1,965	82	82	6,272	3,213 (1,607)	7,879
11			10	11.30	10	11.30	697	83	780	4	4	7,559	3,020 (1,510)	9,069
12			9	9.75	9	9.75	156	562	718	134	134	5,233	5,588 (2,794)	8,027
13			14	8.25	14	8.25		29	29			8,930	5,732 (2,866)	11,796
14			6	3.33	6	3.33	432	48	480			6,190	3,094 (1,547)	7,737
15			32	15.32	32	15.32	48	176	224	6	6	4,202	4,648 (2,324)	6,526
16			40	30.15	40	30.15	114	127	241	2	2	11,274	3,742 (1,871)	13,145
17			42	18.07	42	18.07	119	94	213	119	119	6,242	4,440 (2,220)	8,462
18			48	39.62	48	39.62	1,638	1,062	2,700	4,583	4,583	17,612	14,342 (7,171)	24,783
19			18	24.23	18	24.23	155	9	164			2,402	4,020 (2,010)	4,412

20			30	24.10	30	24.10		15	151			3,623	1,670 (835)	4,458
21	2	4.75	40	17.71	42	22.46	4,497	93	4,590	4,994	4,994	9,930	4,520 (2,260)	12,190
22			21	26.14	21	26.14	795	68	863	4,195	4,195	17,100	10,520 (5,260)	22,360
23			6	0.71	6	0.71	3,823	548	4,371	575	575	5,560	2,320 (1,160)	6,720
24			6	1.31	6	1.31	128	11	139	49	49	4,626	2,380 (1,190)	5,816
25			6	0.55	6	0.55	312	234	546	421	421	8,272	2,276 (1,138)	9,410
26			6	0.32	6	0.32	2,064	428	2,492	5,731	5,731	9,477	5,726 (2,863)	12,340
27			6	1.57	6	1.57	39	13	52	193	193	2,911	1,618 (809)	3,720
28			6	7.27	6	7.27	159	913	1,072	2,303	2,303	5,500	2,410 (1,265)	6,705
29			6	1.00	6	1.00	235	231	466	158	158	2,656	684 (342)	2,998
30			6	3.21	6	3.21	1,832	450	2,282	1,152	1,152	3,399	276 (138)	3,537
31			6	8.89	6	8.89	2,275	482	2,757	931	931	608	608 (304)	912
32							5,763	1,235	6,998	761	761	3,870	494 (247)	4,117

33		16	14.43	16	14.43	4,085	1,546	5,601	1,434	1,434	7,995	1,452 (726)	8,721
34						15,401	7,100	22,501	2,258	2,258	2,590	524 (262)	2,852
35						5,125	1,811	6,936	2,873	2,873	2,579	1,790 (895)	3,474
36		27	51.30	27	51.30	3,635	1,419	5,054	1,454	1,454	10,760	1,272 (636)	11,396
37		25	27.86	25	27.86	5,141	795	5,936	1,412	1,412	12,740	2,192 (1,096)	13,836
38		29	11.06	29	11.06	234	815	1,049	6,881	6,881	7,526	8,026 (4,013)	11,539
39		26	25.74	26	25.74	294	558	852	162	162	18,002	11,420 (5,710)	23,712
40		16	7.93	16	7.93	58	1	59	280	280	11,132	2,600 (1,300)	12,432
41						90	2	92	74	74	5,795	2,882 (1,441)	7,236
42											13,405	7,066 (3,533)	16,938
43						21	54	75			14,293	4,624 (2,312)	16,605
44											4,206	2,200 (1,100)	5,306
45							189	189	297	297	7,027	6,752 (3,376)	10,403

46		3	4.63	3	4.63	4	649	653	476	476	8,996	4,878 (2,439)	11,435
県計		6,35,601	529,57	608	536,92	108,528	31,897	140,425	81,734	81,734	302,533	158,287 (79,144)	381,667

その2

伐採立木材積の許容限度(森林法第8条第5項第5号に規定する森林の立木)

森 林 区	市 町 村 名	制 限				林				平 地				摘 要
		針 葉 樹 主 合 計	闊 葉 樹 主 合 計	伐 採 主 合 計	伐 採 主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	主 合 計	
9	一志郡 居町										1,292	1,126 (563)	1,855	
16	飯南郡 南町										1,290	32 (16)	1,306	
18	飯南郡 高町											49 (49)	49	
37	北牟婁郡 島町										1,995	562 (281)	2,276	
38	北牟婁郡 山町										100	249 (149)	249	
39	尾鷲 鷲市										9,940	7,960 (3,480)	13,420	
40	〃										891	3,003 (2,112)	3,003	
45	南牟婁郡 和町										356	857 (501)	857	

項	半	553	188	741	6,232	6,232	15,864 (7,151)	13,838	23,015
---	---	-----	-----	-----	-------	-------	----------------	--------	--------

(備考)

この告示による森林区実施計画は次の場所に備えて縦覧に供する。

農地農林部林務課

関係林業事務所

関係林業改良指導員駐在所

関係市役所、町村役場

◎三重県告示第四十一号

鈴鹿市の一部における計量器定期検査を、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十一条及び第四百四十二条の規定により次のように施行する。

昭和三十五年二月二日

三重県知事

田

中

覚

計量器を差し出す日時、場所及び執行区域

検査年月日	受付時間	検査場所	検査区域
昭和三十五年三月一日	午前九時から 午後三時まで	鈴鹿市役所 井田川出張所	小田町、和泉町、西富田町、中富田町
" 二日	"	鈴鹿市役所 飯野出張所	西条町、飯野寺家町、安塚町、道伯町、三日市町、地子町
" 三日	"	鈴鹿市役所 河曲出張所	河田町、竹野町、須賀町、野辺町
" 四日	"	"	木田町、国分町、山辺町、十宮町
" 七日	"	鈴鹿市 一ノ宮小学校	高岡町、一ノ宮町、池田町

" 八日	"	鈴鹿市 長太小学校	北長太町、南長太町
" 九日	"	鈴鹿市役所 箕田出張所	林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、南堀江町、北堀江町、下箕田町
" 十日	"	鈴鹿市 若松小学校	南若松町、中若松町、北若松町
" 十一日	"	鈴鹿市 白子小学校	江島町、寺家町
" 十四日	"	"	白子町
" 十五日	"	鈴鹿市役所 栄出張所	秋永町、五祝町、越知町、中瀬古町、郡山町、磯山町
" 十六日	"	鈴鹿市役所 天名出張所	御蘭町、徳田町
" 十七日	"	鈴鹿市役所 合川出張所	長法寺町、三宅町、徳居町
" 十八日	"	鈴鹿市役所 稻生出張所	稻生町、野町、野村町
" 二十一日	"	鈴鹿市役所 玉垣出張所	矢橋町、肥田町、柳町、土師町、岸岡町
" 二十二日	"	"	東玉垣町、西玉垣町、南玉垣町、北玉垣町、末広町
" 二十三日	"	鈴鹿市役所 神戸小学校	神戸常盤町、神戸萱町、神戸十日市町、神戸矢田部町、神戸新町
" 二十四日	"	"	神戸河町、神戸石橋町、神戸十日市場町、神戸堅町、神戸本多町、神戸小山町、神戸西町、神戸銀治町、神戸地子町

◎三重県告示第四十二号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。
昭和三十五年二月二日

三重県知事 田 中 覚

- 一 願人の住所氏名
鳥羽市鳥羽町二三八二ノ二 浜口 松蔵
- 二 埋立の場所及び面積
鳥羽市鳥羽町大字なめかぶら地先海面
一六九坪七合八勺
- 三 埋立の目的
旅館敷地
- 四 工事着手及びしゅん工年月日
着 手 昭和三十四年二月十五日
しゅん工 昭和三十四年五月五日
- 五 埋立免許の年月日
昭和三十四年一月二十一日
- 六 埋立しゅん工認可年月日
昭和三十四年十二月二十二日

庁 中 事 項

◎叙任及び辞令

- 昭和三十四年十月三十一日
三重県公立学校技術職員 稻森 重治
願に依り本職を免する
- 昭和三十四年十二月三十一日
三重県公立学校技術職員 吉田 洋一
願に依り本職を免する
- 昭和三十五年一月四日
休職 三重県公立学校技術職員 清水 満
復職を命ずる
- 昭和三十五年一月十二日
三重県技術吏員 山口 祐司
伊勢耕地事務所兼務を免する
- 昭和三十五年一月十五日
津耕地事務所兼ねて勤務を命ずる
- 三重県へ出向を命ずる
昭和三十五年一月十六日
三重県事務吏員 納 富 尊 夫
出納室に兼ねて勤務を命ずる
昭和三十五年一月二十一日
三重県公立学校教員 伊 藤 収
県立大学講師に補する

公 告

◎あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により、昭和三十四年度あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次により施行する。

昭和三十五年二月二日

三重県知事 田 中 覚

- 一 試験期日及び時間
1 学科試験 昭和三十五年三月二日（水）午前九時から
2 実地試験 同 年三月三日（木）午前九時から
- 二 試験場所
三重県津市下部田町 三重県立盲学校
- 三 受験資格
文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩については二年以上、はり及びきゆうについては四年（学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学に入学することのできる者にあつては、二年）以上あん摩師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者
- 四 試験科目

- 1 あん摩師試験
学科試験
解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）
症候概論、治療一般、あん摩理論、医事法規
実地試験
あん摩実技
- 2 はり師試験
学科試験
解剖学、生理学、衛生学（消毒法を含む。）
症候概論、治療一般、漢方概論（経穴を含む。）
はり理論、医事法規
実地試験
はり実技
- 3 きゆう師試験
学科試験
解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）
症候概論、治療一般、漢方概論（経穴を含む。）
きゆう理論、医事法規
実地試験
きゆう実技
- 五 受験願書受付期間
公告の日から昭和三十五年二月二十日（木）まで

- 六 受験願書提出先
- 1 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - 2 県外居住者 津市丸之内 三重県衛生部医務課
- 七 受験手続
- 出願者は受験願書(第一号様式)に次の書類及び試験手数料(各試験ごとに五百円)を添えること。
- 1 履歴書(第二号様式)
 - 2 卒業証明書又は卒業証書(本証照合のこと。)
 - 3 写真(手札形縦十二センチメートル横七・五センチメートルとし、出願六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面には出願した試験の種類、撮影年月日及び氏名、年令を記載すること。)
 - 4 戸籍抄本又はこれに代るべきもの。
 - 5 同時にはり師試験及びきゆう師試験を受けようとする者にあつては、共通学科試験科目免除願(第三号様式)
 - 6 受験票及び持参するもの
 - 7 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験票を送付するから試験当日携行すること。
 - 8 筆記具、点字器、昼食、上履
 - 9 その他不明の点は、三重県衛生部医務課又は県下各保健所へ問合せこと。
- 第一号様式 印

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願

本籍 住所 氏名 年 月 日生

晴(首) 筆記(点字)

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので履歴書、その他証明書及び写真を添えて、お願い致します。

年 月 日 氏名 印

三重県知事 殿

第二号様式 履 歴 書

本籍 住所 氏名 年 月 日生

学 歴 職 歴 賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日 氏名 印

第三号様式

共通学科試験科目の免除願

あん摩師試験、はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたので共通な学科試験科目について、はり師、きゆう師の方を免除くださるようお願い致します。

年 月 日 氏名 印

三重県知事 殿

◎三重県地方労働委員会は、労働関係調整法第十条に基くあつた旋員候補者を、中央労働委員会規則第六十八条の規定により次のように公示する。

昭和三十五年二月二日

三重県地方労働委員会

- | | |
|-------|-------------------|
| 氏 名 | 関 歴 |
| 水谷 徳一 | 飼料販売業 |
| 森 幹生 | 新聞販売業 |
| 森 八郎 | 小野田セメント労組書記長 |
| 林 義男 | 鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課長 |
| 大野 正夫 | 南山大学教授 |
| 赤塚 暢 | 松阪市社会福祉協会事務局長 |
| 釜田 達玄 | 養泉寺住職 |

- | | |
|-------|----------------------|
| 伊藤 令雄 | 等観寺住職 伊勢市会議員 |
| 村主孝太郎 | 上野市商工会議所専務理事 |
| 葛原 格 | 農 業 |
| 中西 源彦 | 無 職 |
| 中谷 熊蔵 | 紀和町長 |
| 植村 義男 | 鵜殿製材事業組合長 |
| 野中林兵衛 | 県議会議員 林業 |
| 土井 正生 | 尾鷲駅前郵便局長 |
| 平松 秀一 | 労政課長 |
| 稲垣富八郎 | 四日市労政事務所長心得 |
| 天谷 橙蔵 | 津労政事務所長 |
| 森川 光男 | 松阪労政事務所長 |
| 田中 利弘 | 伊勢労政事務所長 |
| 山門 正保 | 紀南支庁 福祉課労政係長 |
| 吉住慶之助 | 弁護士 地労委会長 |
| 川島 見一 | 地労委会長代理 |
| 佐藤 文吾 | 公認会計士補 地労委々員 |
| 窪田 稔 | 弁護士 地労委々員 |
| 内藤 正雄 | 地労委々員 |
| 石川藤次郎 | 東芝三重労組委員長 地労委々員 |
| 足立 充司 | 日本板ガラス労組四日市支部長 地労委々員 |

福田 光治 三重交通労組委員長 地労委々員
 川合 務 中部電力労組津支部長 地労委々員
 水野 寿樹 倉紡労組津支部主事 地労委々員
 服部 周平 東海印刷(株)社長 地労委々員
 楢井 正男 三重県経営者協会調査部長 地労委々員
 齊藤 磯市 倉毛紡績鈴鹿工場長 地労委々員
 西村邦之助 東亜紡績楡工場長 地労委々員
 桜井 敬三 横浜ゴム三重工場次長 地労委々員
 渡辺太久衛 地労委事務局次長
 村林 良次 地労委事務局次長
 田中小十郎 地労委事務局 総務係長
 伊藤 稔 地労委事務局 審査係長
 今川 正秀 地労委事務局 調整係長

◎次の土地改良区から理事及び監事就任並びに退任の届出があつたから、土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。

昭和三十五年二月二日

三重県知事

田中 覚

一 東久保土地改良区(松阪市魚見町)

就任理事 松阪市東久保町八三一番地 鈴木 三男(重任)

松阪市東久保町七五八 溝田 一郎(重任)
 松阪市東久保町八四八 浜林 朋雄(重任)
 松阪市東久保町一二七 溝田 保
 松阪市東久保町七二九 溝田 一生
 松阪市東久保町一二一 溝田 七三
 松阪市東久保町八四〇 溝田 忠
 松阪市東久保町一一九 鈴木幸之助
 松阪市東久保町八五〇 溝田 喜平
 松阪市東久保町八六四 溝田 澄男
 松阪市東久保町八四〇 梶方 由蔵

二 木曾岬村土地改良区(桑名郡木曾岬村)

就任理事 桑名郡木曾岬村大字松永五一 服部 一男

桑名郡木曾岬村大字田代四五三の三 酒井 四吾

退任理事 桑名郡木曾岬村大字豊崎三〇三の二五 加藤 留一

桑名郡木曾岬村大字松永 花井 甚六

三 雲出井土地改良区(津市雲出本郷町)

退任理事 津市雲出島貫町六七の二 小林 実蔵

購読料

一月二二〇円

六ヶ月一、二五〇円

一年一、五〇〇円